

御坊市洪水・土砂災害ハザードマップ作成業務に係る制限付き一般競争入札実施要領

1 目的

この実施要領は、御坊市（以下「本市」という。）が発注する御坊市洪水・土砂災害ハザードマップ作成業務の質の確保を図りつつ、入札・契約制度のより一層の透明性及び競争性を高めるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名称 御坊市洪水・土砂災害ハザードマップ作成業務
- (2) 業務内容 「御坊市洪水・土砂災害ハザードマップ作成業務 仕様書（以下「仕様書」という。）」に記載のとおり
- (3) 履行場所 和歌山県御坊市藺350番地2
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和9年2月26日まで

3 参加資格

次に掲げる事項を全て満たす者であること。

- (1) 参加資格確認申請書の提出期限の日から契約締結日までの期間に、国または地方公共団体からそれぞれの規定による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 過去5年以内（令和3年4月1日から令和8年3月31日）に国または地方公共団体が発注した洪水ハザードマップ作成業務の実務実績を2件以上有するもの、または、次の①または②の要件のうちいずれかを満たしたものを配置すること。
 - ① 技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、建設部門で選択科目を「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「都市及び地方計画」とする者
 - ② 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCMの資格を有する者で、専門技術部門を「河川、砂防及び海岸・海洋」とする者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の①から⑤のいずれにも該当する者でないこと。
 - ① 御坊市暴力団排除条例（平成23年御坊市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ② 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ③ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - ④ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑤ 前記①から④までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (6) 国税および市町村税（本社が所在する市町村）に滞納がないこと。

4 スケジュール

公告	令和8年9月1日（火）
質問書の提出期限	令和8年9月11日（金）午後3時まで
質問書回答日	令和8年9月15日（火）予定
入札参加資格確認申請書の提出期限	令和8年9月24日（木）午後3時まで
入札参加資格確認通知書の発送	令和8年9月28日（月）予定
入札書の提出期限	令和8年10月2日（金）午後3時まで
開札	令和8年10月2日（金）午後4時
契約手続	令和8年10月6日（火）以降

5 質問および回答

本入札の実施に関し、不明な点がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。

(1) 提出期限

令和8年9月11日（金）午後3時【必着】

(2) 提出先

〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地2

御坊市都市建設課

電子メール：tosikensetu@city.gobo.lg.jp 電話：0738-23-5512

(3) 提出方法

- ・質問書（様式第1号）に記入し、電子メールで都市建設課宛てに提出すること。
- ・質問書を提出したときは、電話（0738-23-5512）でその旨を連絡すること。
- ・電話等による質問に対しては受付を行わない。

(4) 回答日

令和8年9月15日（火）予定

(5) 回答方法

- ・本市ホームページの本入札実施に関するページ内において公開する。
- ・なお、回答内容は本実施要領および仕様書の追加・修正として取り扱う。
- ・同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。
- ・質問者の名称等については公表しない。

6 参加資格確認申請書等の作成および提出

(1) 提出書類および提出部数

次の所定の様式に必要事項を記入および押印のうえ、提出すること。

提出書類	提出部数
① 入札参加資格確認申請書（様式第2号）	1部
② 同種業務実績調書（様式第3号）	1部
③ 誓約書（様式第4号）	1部
④ 登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの）※原本	1部
⑤ 法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3） 発行日から3か月以内のもの）※原本	1部
⑥ 市町村完納証明書（本社所在地の自治体発行のもの）※原本	1部

(2) 提出書類の記入上の留意事項

② 同種業務実績調書（様式第3号）

3(3)に規定する実績について、該当する業務を2件記入すること。なお、記入した業務については、契約書の鑑の写し、仕様書の写し、業務を完了したことが確認できる書類のほか、同種業務に該当すると確認できる資料を参考資料として1部添付すること。

(3) 提出期限等

① 提出期限 令和8年9月24日（木） 午後3時まで（必着）

② 提出場所 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地2
御坊市都市建設課

③ 提出方法 持参または郵送によること（必着）

郵送で提出する場合は、封筒の表に「御坊市洪水・土砂災害ハザードマップ作成業務 入札参加資格確認申請書在中」と朱書きし、裏面に入札者の住所、商号又は名称及び氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を記載の上、書留郵便（簡易書留を含む）にて送付すること。

なお、事故等による未着について、本市では責任を負わない。

ただし、持参は平日の開庁時間内（8時30分～17時15分）に限る。

7 参加資格確認通知

(1) 提出された入札参加資格確認申請書等を基に、事務局で参加資格を審査し、その結果の通知書を令和8年9月28日（月）を目途に電子メールおよび郵送にて発送する。

8 入札書の提出

(1) 提出書類および提出部数

次の内容を記載した所定の様式を作成し、提出すること。

提出書類	提出部数
① 入札書（様式第6号）	1部

(2) 提出期限等

① 提出期限：令和8年10月2日（金）午後3時まで（必着）

② 提出場所：〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地2
御坊市都市建設課

(3) 提出方法

① 入札書の提出は、持参または郵送によること。

ただし、持参は平日の開庁時間内（8時30分～17時15分）に限る。

② 入札書は、封印の上、表面に「御坊市洪水・土砂災害ハザードマップ作成業務 入札書在中」と朱書きし、裏面に入札者の住所、商号又は名称および氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を記載して、提出期間内に入札箱に投入すること。

③ 郵送で入札する場合には、入札書を入れた封筒を外封筒に入れ、書留郵便で入札期間内に事務局へ必着させること。また、外封筒の表面にも「御坊市洪水・土砂災害ハザードマップ作成業務 入札書在中」と朱書きし、裏面に入札者の住所、商号又は名称及び氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を記載すること。なお、事故等による未着について、本市では責任を負わない。

④ 入札書に記載する金額は、総額を記載すること。

⑤ 入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額（税抜金額）を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(4) 委任状の提出

入札参加者が代理人をして入札を行わせる場合は、入札書を提出する前に委任状（様式第7号）を提出すること。

9 入札の辞退

本入札の参加資格確認通知を受けた者が入札を辞退する場合は、入札心得第3条に定める手続きにより、入札辞退届（様式第5号）を提出すること。

10 入札保証金

入札保証金は免除とする。

11 最低制限価格

本入札においては、最低制限価格を設けないものとする。

12 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者および虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 御坊市洪水・土砂災害ハザードマップ作成業務競争入札心得および本実施要領等にした入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認の後、入札参加制限措置を受けて入札参加制限期間中である者等、落札決定時点において入札参加資格のない者のした入札

13 開札及び通知

- (1) 開札日時：令和8年10月2日（金） 午後4時
- (2) 開札場所：御坊市役所 1階 103会議室
- (3) 最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (4) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにその場でくじ引き（抽選）によって落札者を決定する。
この場合、当該入札に参加した者のうち、開札に立ち会っている者はその場でくじを引くものとし、郵送等の手段により入札し、開札に立ち会っていない者が当該くじ引きの対象となった場合は、入札事務に関係のない市職員が、当該入札者に代わってくじを引くものとする。市職員がくじを引く場合には、当該入札参加者の不利益とならないよう、公正にくじ引きを行うものとする。
- (5) 落札者が決定したときは、事務局から落札者に通知する。
なお、落札者名および落札金額は、後日、本市ホームページで公開する。
- (6) 落札者は、開札結果の通知を受けた日から5日以内に入札金額の内訳を示す見積書を市に提出するとともに、賃貸借契約書の内容について協議を開始するものとする。

14 支払条件

本業務の成果品の納入が完了したことが確認され、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

15 その他注意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差替えおよび再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、特に定めがある以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出およびその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された資料およびその複製は、本事業の選考以外の目的には使用しない（提出者の同意を得た場合は除く。）ものとする。

ただし、本入札に係る情報公開請求があった場合、御坊市情報公開条例（平成12年御坊市条例第29号）に基づき、参加資格確認申請書等を公開することがある。

- (6) 本事業における成果品の著作権は御坊市が保有するものとする。
- (7) 使用する言語は日本語とし、通貨および単位は、日本国通貨、日本の標準時および計量法に定める単位とする。
- (8) 本実施要領および関係書類に定める事項は、本入札および本業務のみに適用するものとする。

16 問合せ先（事務局）

御坊市都市建設課

〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地2

電話：0738-23-5512 FAX：0738-24-1306

電子メール：tosikensetu@city.gobo.lg.jp